

株券等の大量保有の状況の開示に関する省令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 対象有価証券カバードワラント 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で対象有価証券（法第二十七条の二十三第二項に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。）に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示するものをいう。</p> <p>二 対象有価証券預託証券 法第一条第一項第十号の三に掲げる有価証券で対象有価証券に係る権利を表示するものをいう。</p> <p>三 株券預託証券 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で株券（端株券を含む。以下同じ。）に係る権利を表示するものをいう。</p> <p>四 株券関連預託証券 対象有価証券預託証券のうち、株券預託証券以外のものをいう。</p> <p>五 対象有価証券償還社債 社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社以外の会社が発行した対象有価証券により償還されるもの（当該社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し当該対象</p>	<p>(株券等に含まない有価証券)</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七条の二十三第一項に規定する大蔵省令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券であつて議決権のある株式に転換することを請求できないもの</p> <p>二 新株引受権証書、新株引受権証券又は新株引受権付社債券のうち前号に掲げる株式のみを引き受ける権利を付与されているもの</p> <p>三 転換社債券のうち第一号に掲げる株式のみに転換する権利を付与されているもの</p> <p>四 外国法人の発行する証券又は証書で前三号に掲げる有価証券の性質を有するもの</p>

有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）をいう。

(発行者の定義)

第一条の二 法第二十七条の二十三第一項に規定する大蔵省令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とし、同項に規定する大蔵省令で定める者は、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる者とする。

- 一 対象有価証券カバードワラント 対象有価証券の発行者
- 二 対象有価証券預託証券 対象有価証券の発行者
- 三 対象有価証券転換社債 対象有価証券の発行者
- 四 外国法人の発行する証券又は証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの 対象有価証券の発行者

(大量保有報告書を提出する必要がない場合)

第三条 法第二十七条の二十三第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 保有株券等の総数(同条第四項に規定する保有株券等の総数をいう。以下この条において同じ。)に増加がない場合
- 二・三 (略)

(権限を有することを知つた有価証券)

第三条の二 法第二十七条の二十三第三項に規定する大蔵省令で定める有

(新設)

(大量保有報告書を提出する必要がない場合)

第三条 法第二十七条の二十三第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 保有株券等の総数(同条第三項に規定する保有株券等の総数をいう。以下この条において同じ。)に増加がない場合
- 二・三 (略)

(新設)

価証券は、株券預託証券とする。

(保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの)

第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定めるものは、次に掲げる株券等(法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。)とする。

一〇十一 (略)

(新株引受権証書等の換算)

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一〇四 (略)

五 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる数とする方法

イ 株券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる株式の数

ロ 新株引受権証券又は新株引受権証書 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株引受権証券又は新株引受権証書の新株引受権の目的である株式の数(新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数)一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨

(保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの)

第四条 法第二十七条の二十三第三項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定めるものは、次に掲げる株券等(法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。)とする。

一〇十一 (略)

(新株引受権証書等の換算)

第五条 法第二十七条の二十三第三項に規定する大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一〇四 (略)

(新設)

て得た数)。二において同じ。)

八 転換社債券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる転換社債券の券面額を転換により発行すべき株式の発行価格で除して得た数(一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)

二 新株引受権付社債券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株引受権付社債券に付与されている新株の引受権の目的である株式の数

ホ 外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示される株式の数

ヘ 外国法人の発行する証券又は証書で新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するもの 内  
国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

六 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる数とする方法

イ 株券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ロ 新株引受権証券又は新株引受権証書 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株引受権証券又は新株引受権証書の新株引受権の目的である株式の数(新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数(一未満の端

数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)。二において同じ。

八 転換社債券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である転換社債券の券面額を転換により発行すべき株式の発行価格で除して得た数(一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)

二 新株引受権付社債券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株引受権付社債券に付与されている新株の引受権の目的である株式の数

ホ 外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券預託証券において表示される株式の数

ヘ 外国法人の発行する証券又は証書で新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するもの 内 国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

七 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ 株券 当該償還を受ける株式の数

ロ 新株引受権証券又は新株引受権証書 当該償還を受ける新株引受権証券又は新株引受権証書の新株引受権の目的である株式の数(新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数)一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)。二において同じ。

八 転換社債券 当該償還を受ける転換社債券の券面額を転換により発行すべき株式の発行価格で除して得た数（一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数）

二 新株引受権付社債券 当該償還を受ける新株引受権付社債券に付与されている新株の引受権の目的である株式の数

ホ 外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの償還を受ける株式の数

ヘ 外国法人の発行する証券又は証書で新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するもの内 国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

（株券等保有割合に加算しない有価証券）

第五条の二 法第二十七条の二十三第四項に規定する株券その他の大蔵省令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 株券

二 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で株券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するものとする。

（みなし共同保有者から除外されるための保有株券等の数の基準）

第六条 法第二十七条の二十三第六項ただし書に規定する大蔵省令で定める数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

一 四（略）

（新設）

（みなし共同保有者から除外されるための保有株券等の数の基準）

第六条 法第二十七条の二十三第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

一 四（略）

(変更報告書を提出する必要がない場合)

第九条 法第二十七条の二十五第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株券等保有割合(法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合をいう。以下同じ。)が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合

二・三 (略)

(特例対象株券等の保有者である証券会社等の者)

第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する証券会社、銀行、信託会社その他の大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 証券会社、銀行、信託会社、保険会社、証券投資信託委託業者、投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。)、農林中央金庫及び商工組合中央金庫

二 外国の法令に準拠して外国において、証券業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者、証券投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者(法第二十七条の二十三第三項第二号に規定する投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者に限る。)  
であつて前号に掲げる者以外の者

三 前二号に掲げる者(以下この条及び第十三条において「証券会社等

(変更報告書を提出する必要がない場合)

第九条 法第二十七条の二十五第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株券等保有割合(法第二十七条の二十三第三項に規定する株券等保有割合をいう。以下同じ。)が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合

二・三 (略)

(特例対象株券等の保有者である証券会社等の者)

第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する証券会社、銀行、信託会社その他の大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 証券会社、銀行、信託会社、保険会社、証券投資信託の委託会社、投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。)、農林中央金庫及び商工組合中央金庫

二 外国の法令に準拠して外国において、証券業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者、証券投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者(法第二十七条の二十三第一項第二号に規定する投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者に限る。)  
であつて前号に掲げる者以外の者

三 前二号に掲げる者(以下この条及び第十三条において「証券会社等

「と。いう。」を共同保有者（法第二十七條の二十三第五項に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）とする者であつて証券会社等以外の者

「と。いう。」を共同保有者（法第二十七條の二十三第三項に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）とする者であつて証券会社等以外の者



改 正 案

第一号様式

大量保有報告書 変更報告書 No. (イ)

第1 提出者に関する事項

- 1～3 (略)  
4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D 株		K 株
対象有価証券バックラント	E		L
株券預託証券			
株券関連預託証券	F		M
対象有価証券償還社債	G		N
合 計	Q 株	P 株	Q 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
保有株券等の数(総数) (Q+P+Q-R)	S		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T		
		発行済株式総数 (年月日現在)	U 株
		上記提出者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)	%
		直前の報告書に記載された株券等保有割合	%

現 行

第一号様式

大量保有報告書 変更報告書 No. (イ)

第1 提出者に関する事項

- 1～3 (略)  
4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第2項本文	27条の23第2項第1号	27条の23第2項第2号
株 券	株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	E 株
新株引受権証券	B 株		F 株
転換社債券	C 株		G 株
新株引受権付社債券	D 株		H 株
合 計	I 株		J 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	L		
保有株券等の数(総数) (I+J+K-L)	M		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H)	N		
		発行済株式総数 (年月日現在)	P 株
		上記提出者の株券等保有割合 (M/(N+P)×100)	%
		直前の報告書に記載された株券等保有割合	%

5~7 (略)

第2 共同保有者に関する事項

1 (略)

2 上記共同保有者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D 株		K 株
対象有価証券カードラント	E		L
株券預託証券			
株券関連預託証券	F		M
対象有価証券償還社債	G		N
合計	Q 株	P 株	Q 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
保有株券等の数 (Q+P+Q-R)	S		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T		
		発行済株式総数 (年月日現在)	U 株
		上記共同保有者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)	%
		直前の報告書に記載された株券等保有割合	%

5~7 (略)

第2 共同保有者に関する事項

1 (略)

2 上記共同保有者の保有株券等の内訳

	27条の23第2項本文	27条の23第2項第1号	27条の23第2項第2号
株券	株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	E 株
新株引受権証券	B 株		F 株
転換社債券	C 株		G 株
新株引受権付社債券	D 株		H 株
合計	I 株		J 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	L		
保有株券等の数 (I+J+K-L)	M		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H)	N		
		発行済株式総数 (年月日現在)	P 株
		上記共同保有者の株券等保有割合 (M/(N+P)×100)	%
		直前の報告書に記載された株券等保有割合	%

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 (略)

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D 株		K 株
対象有価証券カバードワラント	E		L
株券預託証券			
株券関連預託証券	F		M
対象有価証券償還社債	G		N
合計	O 株	P 株	Q 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R	発行済株式総数 (年月日現在)	U 株
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R)	S	上記提出者及び共同保有者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)	%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T	直前の報告書に記載された株券等保有割合	%

(記載上の注意)

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 (略)

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

	27条の23第2項本文	27条の23第2項第1号	27条の23第2項第2号
株券	株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	E 株
新株引受権証券	B 株		F 株
転換社債券	C 株		G 株
新株引受権付社債券	D 株		H 株
合計	I 株	J 株	K 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	L	発行済株式総数 (年月日現在)	P 株
保有株券等の数(総数) (I+J+K-L)	M	上記提出者及び共同保有者の株券等保有割合 (M/(N+P)×100)	%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H)	N	直前の報告書に記載された株券等保有割合	%

(記載上の注意)

1 (略)

2 個別事項

(イ)～(ウ) (略)

第1 提出者に関する事項

(ニ)～(ト) (略)

(イ) 上記提出者の保有株券等の内訳

(1) (略)

(2) 「27条の23第3項本文」欄には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって所有する株券等（売買その他の契約に基づき、引渡請求権を有する株券等を含む。）の数を記載すること。

(3) 「27条の23第3項第1号」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）であって、会社の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載すること。

(4) 「27条の23第3項第2号」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

(5)～(7) (略)

(8) 信託業を営む者が信託契約に基づいて株券等を保有する場合に、当該信託業を営む者が法第27条の23第3項本文及び同項第1号に該当するとき、又は同項本文及び同項第2号に該当するときは、それぞれ「27条の23第3項本文」欄ではなく、「27条の23第3項第1号」欄又は「27条の23第3項第2号」欄に記載すること。

(9)～(12) (略)

(1)～(4) (略)

第2・第3 (略)

1 (略)

2 個別事項

(イ)～(ウ) (略)

第1 提出者に関する事項

(ニ)～(ト) (略)

(イ) 上記提出者の保有株券等の内訳

(1) (略)

(2) 「27条の23第2項本文」欄には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって所有する株券等（売買その他の契約に基づき、引渡請求権を有する株券等を含む。）の数を記載すること。

(3) 「27条の23第2項第1号」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）であって、会社の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載すること。

(4) 「27条の23第2項第2号」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

(5)～(7) (略)

(8) 信託業を営む者が信託契約に基づいて株券等を保有する場合に、当該信託業を営む者が法第27条の23第2項本文及び同項第1号に該当するとき、又は同項本文及び同項第2号に該当するときは、それぞれ「27条の23第2項本文」欄ではなく、「27条の23第2項第1号」欄又は「27条の23第2項第2号」欄に記載すること。

(9)～(12) (略)

(1)～(4) (略)

第2・第3 (略)

改

正

案

現

行

## 第三号様式

大量保有報告書

変更報告書 No. \_\_\_\_\_

## 第1 提出者に関する事項

1～3 (略)

## 4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D 株		K 株
対象有価証券パブリック	E		L
株券預託証券			
株券関連預託証券	F		M
対象有価証券償還社債	G		N
合 計	O 株	P 株	Q 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R	発行済株式総数 (年月日現在)	U 株
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R)	S	上記提出者の 株券等保有割合 (S/(T+U)×100)	%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T		

## 第三号様式

大量保有報告書

変更報告書 No. \_\_\_\_\_

## 第1 提出者に関する事項

1～3 (略)

## 4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第2項本文	27条の23第2項第1号	27条の23第2項第2号
株 券	株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	E 株
新株引受権証券	B 株		F 株
転換社債券	C 株		G 株
新株引受権付社債券	D 株		H 株
合 計	I 株		J 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	L	発行済株式総数 (年月日現在)	P 株
保有株券等の数(総数) (I+J+K-L)	M	上記提出者の 株券等保有割合 (M/(N+P)×100)	%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H)	N	直前の報告書に記載 された株券等保有割合	%

直前の報告書に記載された株券等保有割合 %

5 (略)

第2 共同保有者に関する事項

1 (略)

2 上記共同保有者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D 株		K 株
対象有価証券パートナー	E		L
株券預託証券			
株券関連預託証券	F		M
対象有価証券償還社債	G		N
合 計	O 株	P 株	Q 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R	発行済株式総数 (年月日現在)	U 株
保有株券等の数 (O+P+Q-R)	S	上記共同保有者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)	%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T	直前の報告書に記載	%

5 (略)

第2 共同保有者に関する事項

1 (略)

2 上記共同保有者の保有株券等の内訳

	27条の23第2項本文	27条の23第2項第1号	27条の23第2項第2号
株 券	株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	E 株
新株引受権証券	B 株		F 株
転換社債券	C 株		G 株
新株引受権付社債券	D 株		H 株
合 計	I 株		J 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	L	発行済株式総数 (年月日現在)	P 株
保有株券等の数 (I+J+K-L)	M	上記共同保有者の株券等保有割合 (M/(N+P)×100)	%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H)	N	直前の報告書に記載された株券等保有割合	%

された株券等保有割合

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

- 1 (略)
- 2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D 株		K 株
対象有価証券カードラント	E		L
株券預託証券			
株券関連預託証券	F		M
対象有価証券償還社債	G		N
合計	Q 株	P 株	Q 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		発行済株式総数 (年月日現在) U 株
保有株券等の数 (総数) (Q+P+Q-R)	S		上記提出者及び共同保有者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100) %
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T		直前の報告書に記載された株券等保有割合 %

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

- 1 (略)
- 2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

	27条の23第2項本文	27条の23第2項第1号	27条の23第2項第2号
株券	株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	E 株
新株引受権証券	B 株		F 株
転換社債券	C 株		G 株
新株引受権付社債券	D 株		H 株
合計	I 株	J 株	K 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	L		発行済株式総数 (年月日現在) P 株
保有株券等の数 (総数) (I+J+K-L)	M		上記提出者及び共同保有者の株券等保有割合 (M/(N+P)×100) %
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H)	N		直前の報告書に記載された株券等保有割合 %

(記載上の注意)

(略)

(記載上の注意)

(略)